

開発許可不要等証明申請(規則第60条) 手続きフロー詳細

	標準処理期間
1. 事前相談申請 都市デザイン課へ提出（正・副 計2部） ↓ 申請者へ返却 ※相談の申請にあたっては事前に本市への調査を実施して下さい ※申請書の様式は本市HPより「開発許可」で検索し、ダウンロード可能 ※開発許可必要・不要、開発行為に該当する・しない等を判断し返却します ※事前相談の有効期限は6ヶ月（期限が切れた場合はやり直し）	14日間
2. 藤井寺市開発指導要綱協議 藤井寺市へ提出（正 1部・副 7部（住宅開発については、正 1部・副 6部）） ↓ ※申請書の返却はありませんので、控えが必要な方はご用意下さい。 各課の意見を申請者へ返却 ↓ 意見をもとに申請者が各課協議 ・各課協議を終えた意見書は、そのまま担当課へ提出して下さい。 ↓ 決済後、担当課から都市デザイン課へ返却されます。 覚書の締結 ※申請書の様式は藤井寺市HPより「開発指導要綱に基づく協議について」で検索し、ダウンロード可能	約7日間 約20日間 （申請者により短縮可能） 約7日間
3. 開発許可不要等証明申請(規則第60条) 都市デザイン課へ提出（正・副 計2部） ↓ 開発許可不要等証明	10日間

※標準処理期間とは、申請に対する処分について、その申請の受付をしてから処分するまでに通常要すべき標準的な期間です。申請の処理に要する期間のあくまでも目安であり、標準処理期間内に必ず処分が行われることを意味するものではありません。

また、申請の補正等に要する期間は、標準処理期間に含まれませんのでご注意ください。